

どこ行けいうんや！——公園野宿者の占拠と排除

ここがわしの家や。立ち退けいわれたら、仲間呼んで抵抗するだけや。

野宿とは、街頭や駅舎、公園、河川敷等の都市公共空間を無権利¹⁾に占拠することをいう。野宿者には、日毎に場所を変える移動型（street homeless と呼ぶ）と、特定の場所にテントや小屋を建てて住む定着型がある（例えば、公園占拠の野宿者。彼らを公園野宿者 park homeless と呼ぶ）。空間占拠は、都市権力（行政、警察、市民²⁾）による野宿者排除と、それへの野宿者の応答を惹起する。本稿は、2000 年前後の大阪（市）の公園に場面を設定し、強制排除をめぐる都市権力と野宿者の駆引きを分析する。以て、公共空間をめぐる「排除と抵抗」を介した都市構築の一端をみる。資料は、大阪市立大学環境問題研究会による調査（1999 年に行われた野宿者 672 人の聞き取り、以下市大調査）[島,1999] [大阪市大,2001]（同調査に依る論文[Aoki,2003]）と、その内主に、今も本格的な排除を経ていない、つまり、排除の不安が持続する大阪城公園（106.7ha）の野宿者（男 128 人、女 2 人）の聞き取り資料に依る（回答者はすべて男。年齢等は略す）。聞き取りの原資料の使用を許可頂いた同大学関係の方々に深謝する。また、2003 年に厚生労働省が行った全国野宿者調査[厚労省,2003]の内、大阪市の野宿者（508 人）についての集計の一部[大阪市,2004]、及び筆者が収集した野宿者関連資料（聞き取り、冊子、文書、新聞、ホームページ）に依る。

I 大阪の野宿者

1 野宿者像

大阪の野宿者像は、次のように素描される。一つ、人口。野宿者は、1998 年に 8660 人[大阪市大,1999:8]、2003 年に 6603 人[大阪市,2004:1]であった（調査時点で、施設にいた野宿者が多数いるので、野宿者が減ったとは即断できない）。市大調査で、回答者の性別は男 97.0%、女 3.0%、平均年齢は 55.8 歳で、回答者の 87.9% が一人暮らしであった[大阪市大,1999:23,24,31]。二つ、仕事。回答者の初職の場所が大阪府だった人は 37.8%、最長職は 63.3%、直前職は 90.3%であった[大阪市大,1999:269,274,289]。野宿者は、大阪の下層労働市場から析出された。直前職で建設日雇の人は 61.9%で、その他種々の現場仕事に就いていた[大阪市大,1999:289]。釜ヶ崎での就労経験者は 54.7%であった[大阪市大,1999:283]。寄せ場は、野宿者の大きな供給源である。いずれの項目も、2003 年の厚労省調査も、ほぼ同じ傾向に

あった[大阪市,2004:5]。調査時に仕事があった野宿者は、市大調査が 80.0%で[大阪市大,1999:31]、厚労省調査が 62.2%であった[大阪市,2004:5]。野宿者の日雇・雑業（主に再生資源回収）からの撤退が進んでいる。三つ、野宿期間。最初の野宿から調査時までの期間（野宿と就労を往復した期間）が 8 ヶ月未満の人 23.6%、8 ヶ月～1 年 8 ヶ月の人 34.7%、1 年 8 ヶ月～3 年 8 ヶ月の人 22.7%、3 年 8 ヶ月以上の人 19.0%であった[大阪市大,1999:30]。厚労省調査では、野宿 1 年未満 29.2%、1 年以上～3 年未満 23.1%であった[大阪市,2004:4]。いずれも、不安定な状態が長い。四つ、野宿場所。野宿者が多い区は、西成区（含釜ヶ崎）1910 人、浪速区（含ミナミ）1585 人、中央区（含大阪城公園）1117 人、天王寺区（含四天王寺公園、天王寺公園）1084 人、北区（含キタ）1079 人で、これら 5 区で全体の 78.2%であった[大阪市大,1999:5]。野宿者は、寄せ場・大公園・繁華街のある区を中心に、市内全域に遍在する。CBD 地区（旧中之島、旧船場、旧堀江）は、夜間に 426 人であった[大阪市大,1999:6]³⁾。五つ、野宿形態。テント・小屋住いの野宿者は、79.2%であった[大阪市大,1999:29]。厚労省調査では 86.6%であった[大阪市,2004:4]。野宿が定着化しつつある。野宿方法は「敷物・ベンチ」50.3%、「テント・小屋・ダンボールハウス等」26.0%、「困いダンボール・布団等」7.1%、「何も無い」10.1%、「移動者」6.6%であった[大阪市大,1999:8]。寄せ場・繁華街・オフィス街に「敷物・ベンチ」が多く、公園・河川敷に「テント・小屋・ダンボールハウス等」が多い。六つ、行路病死。2000 年に 213 人で、内、男 209 人、50-60 歳代 73.2%であった[西成公園]。但し、これには暗数が多い。場所は路上 111 人、公園 51 人で、死亡時の状態は「テントの中」39 人、「毛布・布団の中」23 人であった[同]。

2 野宿者行政

大阪の主な野宿者施策には、次のものがある[大阪市,2004:7, 2005a]。一つ、巡回相談。相談員が市内を巡回し、野宿者に生活・健康の面接相談を行い、高齢者・病弱者には福祉的援護を行い、働ける人には自立支援センターへの入所依頼を行う。2004 年 2 月現在で、延面接件数 3 万 699 件、自立支援センターへの紹介 2532 件、受診・医療施設への紹介 3067 件であった。二つ、自立支援センター。野宿者をセンターへ收容し、職業安定所と連携して職業相談・斡旋を行い、就労による自立を支援する。大淀センターが定員 100 人、西成センターが 80 人、淀川センターが 100 人で、いずれも 2000 年に開所した。原則として 3 ヶ月、半年を最長に收容する。收容者総数は、2004 年 2 月現在で 2029 人であった。三つ、仮設一時避難所。野宿者の公園退去の移行施設として、長居・西成・大阪城の 3 公園に一時避難所を設置し、野宿者を收容し、同時に、テントや小屋を撤去する。收容期間は最長 3 ヶ月で、開所 3 年後に閉所する/した。大阪城一時避難所が 2002 年開所で、04 年現在で收容者 266 人、退所者 157 人、長居一時避難所が 00 年開所で、03 年閉所、この間の收容者 206 人、西成一時避難所が 01 年開所で 05 年閉所、この間の收容者 131 人であった。四つ、臨時夜間緊急避難所（夜間シェルター）。原則として 1 日收容である。運営は NPO 釜ヶ崎支援機構（後述）に委託する。あいりん夜間緊急避難所が 2000 年開所で、定員 600 人、

今宮夜間緊急避難所が 04 年開所で、定員 440 人である⁴⁾。…（他都市と異なる）大阪の野宿者施策の特徴は、2 つある[大阪市,2004:10-11]。一つ、野宿者施策が、寄せ場対策と野宿者対策の二本から成ること、二つ、野宿者が多い大公園に仮設一時避難所を設け、それを移行施設として野宿者に公園退去させていることである。

II 公園の政治

空間的諸実践が意味を持つようになるのは、特定の社会諸関係のもとにおいてであり、それは社会的行為の過程において「使い尽くされ」、あるいは「作りかえられる」のである [Harvey,1990=1999: 285]。

大阪の野宿者の主な集住場所は、公園である⁵⁾。1999 年に、天王寺公園 430 人、大阪城公園 360 人、長居公園 313 人、四天王寺公園 260 人、西成公園 254 人、中之島公園 125 人、扇町公園 96 人、生玉公園 71 人の野宿者がいた[大阪市大,1999:6]⁶⁾。公園の樹木や植込みの間にテントの集落が現れた。移動型から定着型へ、街頭・駅舎から公園・河川敷へ、野宿の形態と場所が変ってきた。そこには、野宿者が高齢化した、野宿が長期化した、駅舎や街頭での排除が進んだ等の事情がある。

大阪市は、「都市公園は、うるおいのある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与し、災害時に避難場所となるとともに、市民のレクリエーションとコミュニケーションの場、心身の健康増進の場として、また大阪固有の文化を引き出し、国際集客を支える都市施設として重要な役割を果たすオープンスペースである」[大阪市,2005b]とし、公園の造成整備を都市計画の要としてきた。「空間の象徴的な意味の操作、都市の景観を管理することが（都市経営にとって一引用者）重要な役割をなす」[毛利,1999:201]。1979 年に 680 ヶ所、653.1ha、市民 1 人当り面積 2.9 m²であった公園は、2002 年には、938 ヶ所、905.2ha、市民 1 人当り面積 3.5 m²に達した[同,2005b]。公園の多目的化、造成整備と、野宿者の増加。今や野宿者問題は、公園行政の桎梏となった。そして「公園の適正化（normalization）」問題が浮上した。「野宿生活者が起居の場所とすることにより、公共施設の適正な利用が妨げられているときは、野宿生活者の自立の支援等に関する施策との連携を図り、施設内の巡視やテント・小屋掛け等の物件の撤去指導等必要な措置を講ずるなど、適正な利用を確保します」[大阪市,2004:17]。物件（テント・小屋）の撤去は、行政代執行の形で行われる⁷⁾。まず、ビラで戒告（除去命令）を出し、2 週間後に、退去を拒否する本人に代って物件を撤去する（裁判所の決定は要しない。撤去の経費は、野宿者から徴収する）。代執行は、野宿者の生活の全面崩壊を来たす。ゆえにそれは、公園適正化の最後の手段である。こうして、公園占拠をめぐる行政と野宿者の駆け引きが始まる。代執行は、行政の都合だけでは行えない。一方に、野宿者の公園排除を望む住民と、その声を受ける警察がいる。他方に、野宿者と支援団体がいる。それらの駆け引きをマスコミが報じる。行政は、双方の力関係を考量し、世論を

睨み、双方からの批判を回避する形で、野宿者の公園排除の方途を模索する。

公園排除を望む側は、公園規範（「公園は人が住む所ではない」）を盾に取る。また、都市公園法「公園施設以外の物件・施設を設けて公園を占用する時は公園管理者の許可を得なければならない」[2条6項]を法的根拠とする。公園占拠は、公園の「適正利用」を妨げる逸脱・違法の行為とされる。他方、野宿者の公園占拠を肯定する主張もある。国連人権規約の社会権規約は、「政府・自治体には非公式の占有であれ一定の『占有権の法的保障』をする義務がある。強制撤去には、高度に正当な理由、影響を受ける者との真正な協議、適切な代替措置の提供を要件とする」と謳う。憲法学者は、「野宿は緊急避難であり、そこまで追い詰めた行政にこそ責任がある」「テントの除去命令は、憲法の生存権と人権規約に違反しない範囲、方法で適用しなければならない。これに違反する場合は、都市公園法の法的拘束力はない」とする[笹沼,2002:86-87]。2001年、テントの強制撤去の是非を争う裁判で、原告は「みんな好きで野宿をしているわけではない。行き場がないのに寒さをしのぐテントが奪われたのでは、死ぬというのと同じだ」[朝日新聞（大阪版）2001.11.8]と訴えた(しかし大阪地方裁判所は、「人権規約は国内での法的拘束力をもたない」との判決を下した)。…ともあれ、公園占拠が逸脱・違法とされるか否かは、市民・野宿者・行政の駆け引きと世論次第である（「公共空間は、政治的諸制度と集合的要求の結節点である」[毛利,1999.10:225]）。とはいえ、公園規範と都市公園法の威力は、圧倒的である。

市大調査が行われた頃（2000年前後）は、大阪で、野宿者排除の問題が沸騰する直前の時期であった（「公園事務所には、今のところ注意されたり、立退きを迫られたことはない」「公園局が、月に一度、退去せよというビラを配りにくる」「公園の中で移動させられただけやった」）。しかし野宿者には、強制排除の不安があった（「一番恐いんはテントを撤去されることや。それだけは止めてほしい」「ここを出てけいんは、死ぬいうことや」「行政には何も望まん。放つといてくれ。それだけや」）。その不安には根拠があった。1998年12月、西成区今宮中学校脇歩道で28人が排除された。1999年12月、鞆公園脇道路で15人が排除された。2000年8月、京橋駅ロータリーで10人が排除された。2001年1月、長居公園で市職員の説得とテント撤去が始まった。野宿者排除は、断続的に進んでいた。

Ⅲ 排除のリスク

市民（住民）の多くは、野宿者の公園占拠を快く思っていない。野宿者は、そのことを知っている（「嫌われてると思うで。そやけど、なんぼ嫌われても行くところないしなあ。住まわして貰ってる以上の親切はないわ」）。しかも野宿者は、元々市民に蔑視されている。汚い、恐い、流れ者、怠け者…。公園占拠への非難の底に差別があることも、野宿者は知っている。公園排除の口実は、どこにもある。行政はいつ動かか分からない。この危険は、野宿者には公園排除のリスクとなる。リスクは危険の予知であり、主体化である。妻木は、野宿者が街頭で構築する「生活構造」を「抵抗」の証しとして描いた[妻木,2003]⁸⁾。ここでは、それは排除のリスクとして現れる。ならば野宿者は、公園生活にどんなリスクがあ

り、それが公園排除のリスクとどう繋がっているか。野宿者は、公園に住み、様々な人々と関係をもっている／いない。そこには、いい関係も悪い関係もある／ない（「いい」「悪い」は、野宿者の主観的意味を語りの脈絡に沿って筆者が表記したもの）。しかし、市民の蔑視の只中で、いい関係が悪い関係を相殺し、公園排除のリスクが消えることはない。悪い関係の力は圧倒的である。

1 外部のリスク

市民（住民） ・いい関係「物（薪、食料、飲料水、衣類、大型ゴミ、タバコ、薬、空缶、犬の餌）を貰った」「一緒に将棋をした、酒を飲んだ」「友達になった」「風呂を借りた」「話を親身に聞いてくれた」 ・悪い関係「近所の人ゴミを自分らのせいにされた」「テントにブロックを投げられた、花火を撃ってくる」「テントに放火された」「花火や爆竹がうるさい」「スケボーや野外ステージがうるさい」「いたずらされた」「不愉快な言葉で罵られた」「怒鳴られた」「汚なげ、恐れに見られた」「ベンチに坐らないわれた」「残飯食ってるいわれた」⁹⁾

行政（公園事務所） ・いい関係「優しくしてくれる」「食べ物を買った」「体を気遣ってくれる」「病気の時は急救車呼ぶよういわれた」 ・悪い関係「文句をいわれた」「犬を繋ぐよういわれた」「出てけいわれた」「別の所に移れいわれた」「掃除の人と揉めた」「心配は口先だけだ」「人を馬鹿にしている」

警察 ・いい関係「家出人や自殺者の情報をあげてる」 ・悪い関係「職務質問された」「自転車泥扱われた」「人殺し扱われた」「留置場に入れられた」「出てけいわれた」「税金払わんいわれた」

2 内部のリスク

野宿者同士の関係は、生存の資源ともなり、障碍ともなる¹⁰⁾。内部のリスクは、外部のそれと繋がっている。それは、3点でいえる。一つ、外部のリスクが内部のそれを生じる場合（少ない資源をめぐる、野宿者が争いあうような場合）、二つ、内部の相互関係が外部のリスクの緩衝となる場合（若者の襲撃に、団結して対抗するような場合）、三つ、内部の相互関係が外部のリスクを生じる場合（野宿者同士の喧嘩が、警察の捜査を招くような場合）である。 ・いい関係「食料を分けあってる」「仕事で助けあってる」「一緒に遊ぶ、酒を飲む」「家族みたいな関係だ」 ・悪い関係「喧嘩をした」「絡まれた」「物（金、貴重品）を盗られた」「寝ていてどつかれた」「テントを壊された」「自転車をパンクさせられた」

IV リスクの予防

1 ^{もが} 跳きと抵抗

野宿者は、公園排除のリスクを予防するために、人間関係を統制する。悪い関係を回避し、いい関係を形成する。または、関係自体を極小化する。野宿者は、そのために生活を方法的に合理化する。全般に、野宿者の行為は状況依存的である。厳しい境遇は、しばしば、物的にも心的にも、行為の選択さえ許さない。ここでは、このような野宿者の行為の特質を押さえ、その上で、強制排除の問題に限り、

排除への構えという文脈で、野宿者の行為を「合理的か否か」の点で解釈する。野宿者は、街頭生活を凌ぐ知恵 (street wisdom) [Anderson,1990=2003:244-247] を動員し、「街頭出し抜き戦略」(street smart strategy) [Lerfgen,J.and Snow,D.A. in Livingston,2004:554] を実践する。公園の「生活構造」は、ここでは、リスク予防の方途となる。出し抜き戦略は、公園排除への抵抗戦略となる。排除は抵抗を生み、抵抗は排除を生む。ここでは、「権力と抵抗」論全般でなく、場面を絞り、公園排除に逆らう行為を抵抗とする。その上で、次の諸点に留意する。一つ、生活の凌ぎは、生きる「躑躅」である。躑躅は、抵抗の土壌とはなるが、即抵抗ではない。しかし公園生活は、権力の意志に逆らう営みであり、公園排除への抵抗の基盤をなすという意味で、公園排除のリスクの予防に資する。それを、「日常実践の過程の中に嵌め込まれて作用」する「ソフト・マイクロ・ヘテロな抵抗」[松田,1999:191]といおうか。ここでは、野宿者の生活行為を、公園排除を遠ざける行為と呼ぶ。二つ、野宿者は、生活行為を、抵抗を意図して行っわけではない。しかし、生活を崩壊させる公園排除には、多大な関心を抱いている（「あんたらが聞きたいのんは、強制撤去のことでんねんな」）。ゆえに、生活行為には、抵抗の意図が潜在している。または生活行為は、最後は抵抗に収斂する。ここでは、野宿者の生活行為をこのように解釈する。三つ、抵抗の意図と結果は、常には一致しない。意図せざる抵抗もある（「行政に望むことなんか何もない。残りの人生を天に任せるだけや」といつつ、公園占拠を続けるような場合）。逆に、意図した抵抗が非抵抗になる（挫折する）ことは多い（「しつこい説得に嫌気さして、公園出たたんもいるで」）[西成公園]。

2 公園排除を遠ざける行為

野宿者は、公園占拠が公園規範の侵犯であることを知っている（「若い連中の花火がうるそうてかなわん。そやけど公園やから、我慢せなしゃあないがな」）。彼らは、市民道徳(civility)との乖離を縮めるため、生活事実を蓄積し、人間関係を自己統制する。①生活の形成～野宿者にとって、テントは「家屋」であり「住い」である。その集落には、生活も規律も縄張りもある（住人はムラと呼ぶ）。大阪城公園や長居公園、鞆公園には、現在、自治会もある。こうして、公園占拠が生活と化す。そこから、「既得権を基盤にした抵抗権」[酒井,2004:192]が派生する。②関係の管理 (a)外部の統制～野宿者は、市民との関係を2つの方向で統制する。一つ、関係の距離化である。市民との接触を回避し、トラブルのリスクを極小化する（「外の人には目も合わさんようにしてる」「住民には一切関わらんようにしてる」）。二つ、行為の規範化である。市民道徳を実践し、公園占拠への非難を緩和する（「市民に迷惑かけんよう気遣ってる」「ゴミを散らかさない」「テントを広げない」「炊事の火や煙に気いつけてる」「夜遅く騒がない」「夜遅くテレビを見ない」「トイレを遠慮して使ってる」「万事、世間の常識に準じてやってる」）。元々野宿者は一般社会の出で、市民道徳を抱く人々であり、人により程度の差はあれ、公園占拠に負目を抱いている。(b)内部の統制～市民は野宿者を監視している。野宿者間の事件（例えば殺人）は、市民の偏見を増長させる。野宿者は、互いの関係を2つの方向で統制する。一つ、関係の距離化である。他の野宿者との接触を回避し、トラブルのリスクを最小にする（「つきあいはあるけど、

深入りせん」「誰にも干渉されとうない」「テントの外を歩き回らんようにしてる」「グループは作らん」)。距離化は、野宿者の孤立を生じ、市民による襲撃のリスクを増大させる（「一人で寝ていてどつかれた」「通行人にいたずらされた」「テントに放火された」)。二つ、集団の形成である¹¹⁾。野宿者は、仲間同士で助けあう（「仕事や生活で協力しあってる」「働けん仲間を助けてる」)。仲間の存在によって、野宿者は、生活のセキュリティを高める（「仲間がいると何があっても安心や」)。他面、仲間はトラブルのリスクを増大させる（「揉めごとが絶えん」「人間関係が煩わしい」、「隣人との面倒が嫌やから、園内を転々と移動してる」)。

3 公園排除への抵抗

公園排除を遠ざける行為は、(予想される)公園排除への抵抗に収斂する（「最低限の生活割り込むような生活してる人間に立ち退けいうんは、もつてのほかや」)。野宿者は、公園占拠が「違法」なことを知っている（「公共の場を勝手に使って申し訳ない思てる」「住民に迷惑かけて申し訳ない。行政にも申し訳ない」)。しかし彼らにとって、公園占拠は、最後で緊急の選択である（「行くところあへんがな」「施設入っても、追い出されて戻ってくるだけや」)。では彼らは、違法・迷惑と占拠の緊要性の乖離をどう調整するのか。その方途は一様ではない。まず野宿者は、公園退去の勧告に対して、どんな態度を取るのか。市大調査の回答者の言葉から、四つの態度が分別される。一つ、勧告を受け入れ、それに恭順する態度。これを服従と呼ぼう（「公共の場に勝手に住みついでる自分が悪いんや。出てくしかないなあ」)。この態度を取る人がもっとも多い。二つ、勧告を受け入れた上で、それを誤魔化す態度。これをソフトな抵抗と呼ぼう（「ハイハイいうとくだけや。どうせ本気で（強制排除）やる気はないんや」)。三つ、勧告を拒み、それを無視する態度。これを距離化と呼ぼう（「立退き、立退きいうて、死んでく人間やで。放つといてんか」)。四つ、勧告を拒み、退去への徹底抗戦を誓う態度。これをハードな抵抗と呼ぼう（「テントが撤去になったら、みんなで暴れたるで」)。

次に、野宿者が(予想される)公園排除に対して取る態度も、一様でない。下図を見られたい。それは、公園排除への態度の整理枠である。縦軸に「公園占拠への態度」を取り、横軸に「公園排除への態度」を取る。ここから、四つの態度が現れる。Ⅰ型（現住地継続型）「近くで暫く待機して、撤去が終わったら戻るだけや」、Ⅱ型（他地域移動型）「追い出されたら、他んどこでテント張るつもりや」、Ⅲ型（条件付応諾型）「住むところ保障してくれるんなら、立ち退いてもええ」、Ⅳ型（無条件応諾型）「住民に迷惑かけとるんやから、立ち退くんは当然や」¹²⁾。Ⅳ型の態度を取る人が最も多く、Ⅲ型がこれに続く。但し、この枠組には留保がつく。一つ、野宿者は、それらの態度類型の間を揺れ動く。二つ、公園退去の勧告への態度と(予想される)公園排除への態度、さらに実際に取る行為とは直結しない。それぞれの段階で、野宿者の動機づけが介在する。三つ、それらは、公園排除という抗い難い力を前にしての態度類型である。各類型は、実際は、大抵、次のような経過を辿る。Ⅰ型～元の場所での野宿の継続は困難である。Ⅱ型～行政が野宿の代替場所を保障することはない(公園内の別の場所への移転を黙認することはある)。Ⅲ型～代替の居住場所として福祉施設が提示される(調査当時は、自立支援センターや仮設一時避難所はまだなかった)。そして多くの人は、入所→退所→野宿の道を

辿る（「施設は食事の時間・風呂の順番等細かい決まりが多い。そんなところに入るくらいなら、このまま仲間とテントにいた方がええ」）。IV型～他

公園占拠も仕方ない	
他の場所を 保障せよ	退去の後 また戻る
II	I
III IV	
条件を付ける 住いを保障せよ	条件を付けない 黙って退去する
公園占拠はいけな	

の場所で野宿を続けるしかない。…公園排除への態度は、市民道徳の受容の強さ×権利意識の強さ、行政への信頼度、野宿者の自己像（野宿の責任は社会にあるか、自分にあるか）等の要因に規定される。しかし結局、公園排除の後、野宿者の一部が施設に入り、大半が他の場所で野宿を続ける形になる。制度的な受け皿のない排除。これが排除の実態である。

野宿者の抵抗は、野宿者（支援）運動へ導かれる。運動は、個人の抵抗が取捨選択された総和である。もとより、抵抗即運動ではない。運動への参加には、動機づけと参加の機会がなければならない。動機は、運動の目標に沿う中心的（顕在的）な動機だけではない。副次的（潜在的）な動機もある。出される食事を当てに集会に参加する等は、その例である。これらの点を考慮し、排除への態度から運動への態度を演繹すると、次のようになる。I型は、徹底抗戦の闘いとなる。II型は、野宿の権利を公認させる闘いとなる。III型は、住居保障の要求闘争となる。IV型は、運動に不参加の態度である。大阪に（も）、種々の野宿者（支援）団体がある。それらは、野宿者の居住（公園居住を含め）や仕事、医療等の要求を掲げ、行政闘争を行っている。運動体は、行政と協働する団体から行政と対抗する団体まで、様々である。運動に参加する野宿者は一握りである。しかし、これらの事情にも拘らず、運動は、全体として、野宿者の公園排除への態度に深い影響を与えている。運動に参加しない野宿者も、運動の帰趨が気になる。野宿は社会や行政の責任であり、公園占拠も仕方ない。こうした意識が、程度の差はあれ、多くの野宿者に浸透している（「釜共（かつての暴力手配師追放釜ヶ崎共闘会議）が頑張ってくれてるから、こうやって野宿できてるんや。これからも頑張してほしい」¹³⁾）。では、具体的にどんな運動があるのか。なぜ多くの野宿者は、運動に参加しないのか。これらの問いは、野宿者運動論として次の課題となる。

V 野宿者と自立

大阪の公園野宿者をめぐる政治状況は、2000 年に入って流動化した。一方で、増え続ける公園野宿者への市民（住民）の批判が高まる。他方で、強制排除への野宿者（支援）運動の警戒が強まる。行政はその間にあって、施設収容の自立支援策を抱き合わせ、強制にならない公園排除の方途を模索する。長居公園で、2000 年秋に、野宿者の一時避難所への入所説得が、同年 12 月に入所開始が、01 年 1 月にテント撤去が始まった[仲間の会]。そして 458 のテントの野宿者の内、135 人が一時避難所へ入所、100 人が他の公園へ移動し、残りが医療施設等へ移動し、最後 20 人がテントに留まった。この過程で、住民と野宿者（支援者）が行政を挟撃し、また、双方の間で応酬が交された[Tsutsumi,2002]。この経験が、その後の市の公園行政の教訓とされていく。

2001 年春に、西成公園で、一時避難所設置の住民説明会、野宿者説明会、避難所見学会、聞き取り調査、説得等が始まった。同年 11 月に 251 あったテントは、一時避難所の開所後 88 に減った。野宿者（支援）団体（「野宿者ネットワーク」）は、行政と交渉を行い、一時避難所に入所したくない野宿者に入所を強要しない、テントを強制排除しない、という確認を取った（第一回現地説明会,2001.10.25）[西成公園]。他方、行政（野宿生活者対策推進本部、本部長は市長）は、「強制排除はしない。説得と理解を求める」[吉田,2001:75]とし、一時避難所入所の説得も強制にならないよう配慮するとした（「説得いうけど実際は説得排除や。しつこい説得に嫌気さして公園出てった人もいて」（野宿者ネットワーク通信公園版 61 号）[西成公園]、「粘り強い説得がしつこい嫌がらせになれば、強制排除と大差がなくなる」[読売新聞（大阪版）,2000.11.14]）。テントでの説得は行政職員 2 人で行い、一人が野宿者に説明し、もう一人は少し離れてメモを採る（第二回現地説明会,2001.11.1）[西成公園]。但し、これで実際に野宿者がプレッシャーを感じなかったかどうかは、不明である。

野宿者の公園占拠の政治的意味は、諸アクター間の駆け引きによって決まる¹⁴⁾。法は、その一要因にすぎない。「公園は人が住む所ではない」の規範も、不動ではない。まず行政は、都市公園法に拠って、公園占拠を「違法」と定義する。そして、野宿者の退去と公園利用の適正化をめざす（「警察官にお前らなんでこんなところにおるんや、どっか行けいわれた」）。次に市民（住民）は、公園使用の主体とされる。市民も行政に抵抗する。抵抗は、二方向でなされる。一方で、市民は、野宿者の排除を行政に迫る。長居公園の周辺住民による一時避難所の建設反対運動が、その例である（「よりよい長居公園を目指す市民の会」「長居公園を考える会」が 1 万 8 千人の署名を市へ提出した）[Tsutsumi,op.cit.]。他方で、市民は、野宿者の公園占拠を受け入れ、野宿者を援助する。西成公園の周辺住民や市民グループ（前掲「野宿者ネットワーク」）の活動が、その例である。最後に野宿者である。上述の通り、野宿者の態度は一様でない。しかし、その態度がどうであれ、行政や市民の目には、野宿者は、市民道徳に欠け、公園から消えるべき「非市民」（市民的権利を享受するに値しない人々）である。…これら行政・市民・野宿者間の駆け引き次第で、また、マスコミ報道の論調次第で、行政の施策が異なっていく。また、公園ごとでも異なる。行政は、自立支援策を抱き合わせ、長居公園では野宿者を一時避難所へ入れる、西成公園・大阪城公園では一時避難所に入れ、残りの野宿者を公園内の一区画へ囲い込む、扇町公園、長池公園（阿倍野区）、桃ヶ池公園（同）等では、

野宿者を公園内の一区画に囲い込む[人民新聞社,2001.4.5]。公園に野宿者がいつまで留まれるのか。現在（2005年初頭）、いくつかの公園で、テント村を工事用フェンスで隔離する等、行政の新たな動きが始まっている。これは、公園排除への序奏なのか。野宿者排除をめぐって揺れた時期が過ぎ、世論の注意が逸れるにつれ、行政は、その隙を縫って攻勢をかけるかにみえる。情勢は、流動的で予断を許さない。

住民が野宿者に寛容か排他的かは、野宿空間の管理形態や資本価値、住民構成等に規定される。スノウは、アメリカ都市を事例に、都市の野宿空間のポリティクスの類型的分析を行った[Snow and Anderson,1993]。溝端は、大阪の野宿者に関する朝日新聞記事 1880 件[1984年8月～2001年12月]の分析を行い、「公共空間別の記事数の分布は、公園（29.2%）、路上（23.4%）、駅（16.7%）など人の利用が頻繁で野宿者の姿が可視化している場所における記事数が多い…周辺がオフィス街などであり野宿者の居住範囲が一部に限られる大阪城公園では、野宿者の数が多くても一方的な対策は行われにくい。逆に、周辺に住宅が多く、一般市民の利用が頻繁で、かつ野宿者の居住範囲が全域に広がる空間ほど、『問題』に関する活発な言説のやりとりと、野宿者へのアイデンティティの付与、一方的な対策が行われている」とした[溝端]。

問題の根源は、都市権力側の野宿者の蔑視と差別にある。元々野宿者は、「非市民」として排除されている。行政は、その上で再び、野宿者を選別する[自立支援法]。「勤労意欲はあるが仕事がない人」。この人々は、自立支援センターへ送るべし。「医療や福祉の援助が必要な人」。この人々は、医療・福祉施設へ送るべし。「一般社会生活から逃避している人」。この人々は、施設を退所させ、公共空間を退去させるべし¹⁵⁾。このような野宿者理解は、大阪市（の本音）も大差ない（「市長は、市内の公園に野宿者の青いテントが並ぶ現状を『公園という市民の財産が不法占拠されるとは夢にも考えなかった』と述べたうえ『数千人を越える野宿者に周辺の人は脅威を感じている』との認識を示した」（傍点は引用者）[毎日新聞（大阪版）2000.10.1]）。野宿者の選別の基準は「自立」である。野宿者が公園退去すること。これが「自立」の前提である。ここで「自立」とは、常雇就労による「自立」を意味する。臨時・日雇・雑業（再生資源回収や露店の物売り等）は、「自立」ではない。これが、自立支援センターの考えである。一時避難所もそれに準じる。そこには、雑業で収入を稼ぎ、公園で自立するという選択肢（「路上の権利」）[平川,2004:61]はない。「自立」とは、公園を退去し、常雇就労すること。「自立」できない人は、医療施設等へ送る。「自立」を拒む人は、放置し、監視する。こうして、二度目の道徳的な線引きが行われていく。

行政の施設収容策のもと、野宿者問題は施設問題へ特化されていく。そして、野宿者の多様な生が隠蔽されていく。施策自体が、そのことを教えている。一つ、施設の定員が街頭・公園野宿者の数に遠く及ばない（前掲「野宿者行政」の項を参照）。二つ、施設に入所しても、就労退所が困難である（出口問題）。自立支援センターの就労退所者は、入所者の約4割に留まる（2004年現在、退所者

1789 人の内 735 人) [大阪市,2004:7]。入所者にとって、職業安定所経由の雇用は容易でない。入所者は、センターを「住所」として求人応募する。しかし入所者に、野宿者への差別が付き纏う（「相手に住所を告げた途端、電話を切られてしまう」釜ヶ崎でのセンター退所者の聞き取り[2004.8.14]）¹⁶⁾。三つ、短期入所である（一時避難所は 3 ヶ月。自立支援センターは最高半年）。…こうして、多くの入所者は街頭・公園に戻るしかない。しかも自立支援センターは、もう入所できない。…にも拘らず、野宿者は、センターからの就労退所が、唯一の「自立」とされている¹⁷⁾。

「自立」が幸せに生きる権利であり、幸せに生きるとは、自分で選びとった生き方をする事であるならば、まず、個人に先じて社会の側に多様な選択肢が用意されていなければならないし、また、個人がした選択によって差別されたり、偏見を持たれたり、ましては排除されてしまうようでは、到底、「自立」しようがない。「自立」は個人を取り巻く社会の成熟（多様な生き方が受け入れられ、すべての人が大切にされる社会）がなければ、成し得ないものだと思う[畑中,2002.10.1:89]。

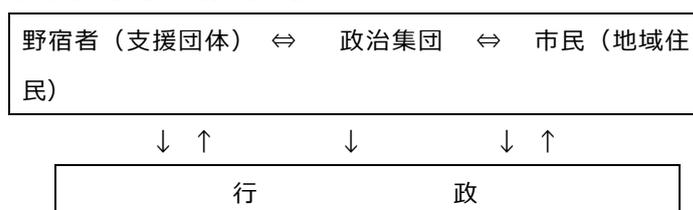
VI 野宿者の政治

大阪では、今日なお、公園占拠が一定の（暫定的で緊急な）現実性をもつかに見える。その事情は、大阪固有の政治構造に規定されている。その点、行政権力が遥かに強権的に野宿者政治を律する東京と対照的である¹⁸⁾。大阪の野宿者政治の特徴は、2 つある。まず、野宿者支援団体の力が大きいことである。釜ヶ崎は日本最大の寄せ場であり、今尚日雇労働者の重要な集住地である。1993 年、釜ヶ崎を活動基盤とする 4 団体によって「釜ヶ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会」（反失業連絡会）が結成された。それを母体に 1999 年、「NPO 釜ヶ崎支援機構」が設立された。支援機構は、政府の緊急地域雇用創出特別交付金の（府・市の）事業委託を受け、55 歳以上の登録者に輪番制で清掃や草刈りの仕事を斡旋し（2004 年現在、登録者 3100 人、1 日 250 人ずつ）¹⁹⁾、また、臨時緊急夜間避難所の運営を任された。その傍ら、支援機構は、野宿者問題の世論形成や、ホームレス自立支援法（「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」2002 年成立）の制定運動に大きな役割を担った。

次に、大阪では、中間的な政治集団が野宿者と行政や市民の間に介在し、政治力を発揮している。一つ、連合（日本労働組合総連合大阪府連合会）である。連合は、1996 年に「あいりん地区問題プロジェクト」「あいりん地区問題研究会」を立ち上げ、雇用問題を軸に野宿問題に取り組み始めた [連合大阪,1998:51-53]。そして、傘下組合（市職員組合、市従業員組合等）の取り組み、党内外の取り組みを行い、ホームレス自立支援法の制定運動に大きな役割を担った。二つ、部落解放同盟大阪府連合会、とくに西成支部である。西成公園を抱える西成支部は、「野宿者は人権（生存権）を侵害された人々」であるとし、西成公園研究会（街づくり委員会等の地域諸団体が参加）、懇談会（支援団体・住民・市）を主導し、公園占拠をめぐる住民と野宿者の利害調整（工事区間の立退き、園内移動など）や、野宿者の自立支援活動（生活物資の援助、修理用靴の提供と技術

訓練、新品靴のバザーなど)を担ってきた(「去年の暮れに、ムラの人からお年玉として五千円づつ貰った。」「近所のママさん連中が差し入れをしてくれることもあった。地域の人らは、こっちの境遇を分かってくれてるんやろ。以前に子供らから石や花火を投げられたこともあったけど、それも地域の人が注意してくれたらしく、今ではなくなった)」[西成公園]。三つ、民主党大阪である。民主党は、2000年に「ホームレス問題対策ワーキングチーム」を立ち上げ、連合大阪、部落解放同盟の野宿者支援活動を政治課題化し、また、大阪出身の国会議員は、党内・国会で野宿者問題の緊要性の喚起に主導的役割を担い、2001年にホームレス自立支援法案を作成し、02年に一部修正の上、国会成立する際の原動力となった。…これらの政治集団が介在する大阪の野宿者政治の構造を要約すると、次のようになる。一つ、政治集団が野宿者と住民の利害調整の土壌を作る。住民は、街づくり運動の中に野宿者を包摂する形で、公園の適正化問題の解決を図る。二つ、政治集団が行政にプレッシャーをかけ、行政の調整・政策能力を高める。三つ、行政が野宿者と住民の利害を調整する。但し、公園の適正化をめぐる政治状況は、公園ごとに異なる。長居公園では、一時避難所の建設をめぐる、野宿者(支援者)・住民・行政の間に緊張が高まった。野宿者(支援者)も住民も運動組織を作って、行政を挟撃した。官庁街に隣接する大阪城公園では、住民の利害が比較的小さく、野宿者(支援者)は、行政とダイレクトな交渉関係に立たされる(「大阪城公園は、アルミ缶や雑誌など廃品、食料が入手しやすく、住宅街やオフィス街と違って苦情が出にくいいため隣接の他府県からもホームレスが流入している」同公園事務所)[佐賀新聞(共同通信),1999.8.3]。他方、西成公園では、政治集団(解放同盟)が野宿者(支援者)と行政の間に介在して、行政の調整能力を高める。しかし現在、この「平和的な」関係も崩れつつある。

野宿者行政をめぐる政治構造



Ⅶポジション

そんな細かいこと聞いてどないすんねん。後はもう死ぬだけや。そっとして。

都市は人々の生をどう拘束し、また、人々にどう生きられるのか。その過程で、都市はどう構築されるのか。本稿は、公園野宿者を対象に、空間占拠をめぐる権力(排除)と底辺(恭順/抵抗)の駆引きについて考察した。では、それらの考察は、どんなポジションから行われたのか。私は、野宿者の豊穡な

声を聞きえているのか（豊饒な声を聞き逃す時は、支援運動さえ権力と化す）。…野宿者には、多様な柔軟な生がある。ゆえに多様な自立の途がある。都市権力（それを私も支えている）は、多様な途を、狭い「自立」の鑄型に嵌め込もうとしている。ところが、差別（私もそこにいる）は、野宿者にその「自立」さえ許さない。公園占拠を続けるか、施設で死ぬか、行き斃れるか。野宿者は、結局、この選択を迫られる。ゆえに、野宿者の抵抗には正当性がある。このような（私が住む）都市の暴力性を暴き、野宿者の多様な生を保障する途を探ること。そして、それを野宿者（運動）に投げ返し、返す刀で、都市権力に突きつけること。これが私の支援である。そこから、私と野宿者の「共振可能性」の糸口が手繰られる。はたして本稿が、それをなしているか。筆者の自問はここから始まる。

行政が何かしてくれただか。この秋には暴動起こす。そうでもせんと何も変わらん。

[注]

- 1) 穂坂は、アジアのスクオッターを、法の問題を超えた生存権に関わる問題として、「無権利居住」地区と呼んだ[穂坂,1997:16]。野宿も同じく、「不法」居住でなく「無権利」居住とする。
- 2) 市民は、しばしば、野宿者排除の急先鋒をなす（地域）住民として登場する。この限り、野宿者にとって、市民も権力である。野宿者問題において、市民は両面的役割を演じる。
- 3) 大阪の野宿者の空間分布の詳細な分析については、次の論文を参照されたい[水内,2001]。
- 4) 野宿者を収容する施設として、この他、社会福祉法人・自彊館の 4 つの救護・更生施設（定員 554 人）、生活ケアセンター三徳寮（定員 170 人）、民間の福祉マンション（ドヤ 39 軒）等がある[共同通信 2000.10.23]。これらには、非野宿者も収容されており、元野宿者の収容人数は知れない。また大阪市は、東京・横浜に続き、1998 年 7 月から、なし崩し的に、敷金を支給してドヤを住所とし、そこへ生活保護を適用する居宅保護を始めた[毎日新聞（大阪版）2001.2.27]。
- 5) 市大調査で、全野宿者の野宿場所選択の理由は、「環境がいいから（静か、安全、広い、雨露が凌げる）」41.5%、「生活に便利だから（水を確保できる、トイレが近くにある、炊き出しが利用しやすい、コンビニが近い）」32.3%、「仕事上都合がいいから（釜ヶ崎や寄せ屋に近い）」10.7%、「人間関係で（仲間がいた、紹介された、既に大勢いた）」30.5%等であった（延回答数 972）[大阪市大,2001:28]。
- 6) その後の状態は、次の通りである。大阪城公園（一時避難所開所前テント 655、開所後の 2002 年 8 月テント 109、居住者 135 人）、長居公園（一時避難所開所前テント 458、開所後の 2000 年 8 月テント 20、居住者 12 人）、西成公園（一時避難所開所前テント 251、開所後の 2001 年 11 月テント 88、居住 68 人）[大阪市,2005a]。公園野宿者は一旦膨張したが、一時避難所の設置後激減した。それは、一時避難所が多く野宿者を収容したからではなく、一時避難所への入所の説得の中で、多くの野宿者が他の公園等に拡散したからである。

- 7)1996年、東京都が新宿駅西口の「動く歩道」設置で野宿者を排除した。その時、行政代執行法の手続きを取らなかったため、撤去を妨害して逮捕された支援者2人が、その後無罪になった経緯がある。
- 8)西澤は、「労働による自立」こそ仕事がない野宿者を惨めに追い込んでいる当のものであり、街頭での生活構造の構築を抵抗の産物というのは当たらないと、妻木を批判する[西澤,2005:283]。しかし、両者では「労働」「自立」の意味が異なる。野宿者の「労働（例えば再生資源回収）による自立」は、支配的な自立像（常雇での就労）の拡張であり、ずらしである。
- 9)回答者（660人）の内、住民とのトラブルの経験が「ある」と答えた人は10.0%であった[大阪大,2001:39]。この「少ないトラブルの背後には細心の注意を払ってトラブルを避ける努力」[同:39]がある。
- 10)回答者（530人）の内、テント生活者で「仲間とつきあいある」人は81.9%であった[大阪市大,2001:38]。
- 11)北川は、東京・新宿駅の野宿者を事例に、野宿者の集団の結合力は脆く、集団がたえず形成と解体を繰り返していることを、明らかにしている[北川,2001]。
- 12)回答者（672人）の内、強制立退きに「条件つきで」応じると答えた人（Ⅲ型）58.3%、無条件で応じると答えた人（Ⅳ型）41.7%であった[大阪市大,2001:62]。「条件つき」の中身は、「住む所を確保せよ」71.7%、「仕事を出せ」42.3%であった[同:168]。
- 13)釜ヶ崎や大阪キタの運動体は、越冬闘争や夏祭りに、野宿者が集住する市内一帯で「ワッショイデモ」を行う。それは、市民へのアピール、デモに参加した野宿者の士気鼓舞という目的だけでなく、デモ隊のワッショイの掛け声やシュプレヒコールを、建物の陰やダンボールハウスの中で聞く「参加しない」野宿者を励ます目的もある。また運動体は、通年体勢で夜間医療パトロールも行っている。これらの活動が、野宿者の社会意識やアイデンティティの形成に及ぼす役割は、大きい。運動のある都市とならない都市とでは、野宿者の（政治）意識やアイデンティティは異なる。
- 14)北川も、同じ関心に基づき、東京の野宿者の排除について論じている。「一斉の強制的な締め出しの文字通り『受け皿』として施設収容を行なう…のか、それとも施設を先行して設置して入所を促し、強制的な手段をとらずに『公共空間』からの野宿者の漸次的な減少を目指すのか…、一時的な収容のみを行なう…のか、それとも施設入所者に対し一応は継続的な支援を行なう…のか」は、「各地域がおかれた文脈（例えば、野宿者支援・当事者）団体や、町内会をはじめとした近隣住民組織の施策の計画に対する反応などによって異なる」[北川,2005:239-240]。
- 15)選別に基づく包摂は、必ず、包摂されない人々の排除となる[Young,1989][樋口,2004:7]。
- 16)入所者が就労退所しても、多くの人は、短期間で仕事を辞めて野宿に戻っている。「自立支援センターで280人中45人が就職したが中には1週間ほどで辞めた人もいる」[毎日新聞・(大阪版)2001.1.30]。離職理由には、「規則正しく出勤するのが難しい」「給与が少なくて自立できない」等が多い[朝日新聞(大阪版),2001.10.30]。大阪市のホームページには、次のようにある。「これまで、ホームレス自立支援センターの入所者に対する就職支援は、厳しい雇用情勢の中、セン

ターと公共職業安定所が協力して実施しており、就職率 40%の実績を上げています。しかしながら、最長 6 か月というセンターでの入所期間中に就職が決まらなかった場合は、居宅保護を受け、または家族のもとに戻るなど、安定した住居の確保を図らなければ、せつかくの自立への道も途絶え、路上生活にもどる恐れがあります。このため、センターにおける就職率の更なる向上を図ることが課題となっています」[おおよど]。北川は、東京を事例に、就労退所の実態を詳述している[北川,2002:234-237]。市は「仕事がないまま自立支援センターを出る人に、勤労意欲の高い人に限って、生活保護を支給する方針」という[毎日新聞（大阪版）2000.12.8]。しかし、これがどこまで効を奏するものか。

17)平川は、ホームレス自立支援法の「基本方針」が、街頭生活を志向する野宿者（＜逃避＞タイプ）のニード（雑業による自立）を否定している、と批判している[平川,2004:56]。大阪市は、自立支援センターの拡充として、少規模のサテライト施設の設置を検討中という[2005年3月、市議会での市長答弁、NPO 釜ヶ崎支援機構,2005.3.8]。

18)政治都市東京では、いかに暫定的・緊急的で、人道に関わる問題であれ、公園居住が公式に認められることはありえない。2004年には、公園居住を禁止する条例の制定さえ検討された。

19)2005年、政府の交付金が削減され事業が縮小した。大阪府・市は、交付金が終了後も、自前で同規模の事業を継続するとしている[2005年3月、府議会での商工労働部長答弁、NPO 釜ヶ崎支援機構,2005.3.8]。

[文献リスト]

NPO 釜ヶ崎支援機構,2005.3.8「NPO 釜ヶ崎・現場通信」(ビラ)

大阪市（健康福祉局）,2004『大阪市野宿生活者（ホームレス）の自立の支援等に関する実施計画（平成16年度～平成20年度）』ホームページ

<http://www.city.osaka.jp/kenkoufukushi/public/homeless/pdf/plan.pdf>

(2005.1 現在)

大阪市（健康福祉局）,2005a ホームページ

http://www.city.osaka.jp/kenkoufukushi/gaiyou/gaiyou_16_04.html (2005.1 現在)

大阪市（ゆとりとみどり振興局）,2005b「都市公園の建設」ホームページ

<http://www.city.osaka.jp/yutoritomidori/information/park/2html> (2005.1 現在)

大阪市立大学都市環境問題研究会,2001『野宿生活者（ホームレス）に関する総合的調査研究報告書』おおよど（自立支援センター）,ホームページ <http://www.ooyodo.jp/> (2005.1 現在)

釜ヶ崎資料センター,ホームページ

<http://www.threeweb.ad.jp/^kamamat/siryou/frames76.htm> (2005.1 現在)

- 北川由紀彦,2001「野宿者の集団形成と維持の過程—新宿駅周辺部を事例として」日本解放社会学会『解放社会学研究』15号 54-74頁
- 北川由紀彦,2005「単身男性の貧困と排除—野宿者と福祉行政の關係に注目して」岩田正美・西澤晃彦編著『貧困と社会的排除—福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房 223-242頁
- 厚生労働省,2003『ホームレスの実態に関する全国調査報告』ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/03/h0326-5.html> (2005.1 現在)
- 酒井隆史,2004『暴力の哲学』河出書房新社
- 笹沼弘志,2002.10.1「権利としての自立」寿支援者交流会『この間の報告とこれから』84-88頁
- 島和博,1999『現代日本の野宿生活者』学文社
 自立支援法「当面の対応策」ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/egibin/highlight.cgi/contents/jtopic/co> (2005.1 現在)
- 人民新聞社,2001.4.5, 通算 1073号 http://www.jinnmin.com/2001a/page_086htm
 (2005.1 現在)
- 妻木進吾,2003「野宿生活:『社会生活の拒否』という選択」社会学研究会『ソシオロジ』48-1,21-37頁
- 東京都(福祉局),2001『東京のホームレス—自立への新たなシステムの構築に向けて』
 仲間の会、長居公園仲間の会のホームページ
http://www.geocities.co.jp/WallStreet-Bull/8932/tousou_document.html
 (2005.1 現在)
- 西澤晃彦,2005「檻のない牢獄—野宿者の社会的空間」岩田正美・西澤晃彦編著『貧困と社会的排除—福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房 263-284頁
- 西成公園, ホームページ <http://www.odn.ne.jp/^cex38710/shelterproblem.htm>
 (2005.1 現在)
- 畑中,2002.10.1「感想」寿支援者交流会『この間の報告とこれから』88-89頁
- 樋口明彦,2004「現代社会における社会的排除のメカニズム—積極的労働市場政策の内在的ジレンマをめぐって」日本社会学会『社会学評論』55-1 2-18頁
- 平川茂,2004「『路上の権利』と『見守りの支援』—野宿生活者中の<逃避>タイプのニーズ(必要)をめぐって」大阪市立大学社会学研究会『市大社会学』5号 53-67頁
- 穂坂光彦,1997「アジアのインフォーマル居住地への政策対応」日本寄せ場学会『寄せ場』10 れんが書房新社 145-161頁
- 松田素二,1999『抵抗する都市—ナイロビ 移民の世界から』岩波書店
- 水内俊雄,2001「都市大阪の光と陰」森田洋司編『落層—野宿に生きる』日経大阪 PR 企画 146-168頁
- 溝端倫子,「公共空間に住む人びと」同ホームページ

- http://www2.kobe-u.ac.jp/~hiraken/contents/personal/mizobata_m.html
(2005.1 現在)
- 毛利嘉孝,1999.10「安全性の専制—都市空間のセキュリティと警察的管理」青土社『現代思想』
27-11 196-205 頁
- 吉田薫,2001「長居公園、あれから五ヶ月」森田洋司編『落層—野宿に生きる』日経大阪 PR 企画
出版部 75-78 頁
- 連合大阪（あいりん地区問題研究会）,1998『日雇労働者・野宿生活者問題の現状と連合大阪
の課題』
- Anderson, Elijah,1990, *Street Life; Race, Class, and Change in an Urban
Community*, University of Chicago Press, 奥田道大・奥田啓子訳,2003『ストリート・ワイ
ズ—人種／階層／変動にゆらぐ都市コミュニティに生きる人びとのコード』ハーベスト社
- Aoki,Hideo,2003, *Homelessness in Osaka: Globalization, Yoseba and
Disemployment, Urban Studies*, vol.40, no.2, pp.361-378.
- Harvey,D.,1990, *The Condition of Postmodernity*, Blackwell Publishers,吉原直樹監
訳,1999『ポストモダニティの条件』青木書店
- Levinson,D.(ed),2004, *Encyclopedia of Homelessness*, Sage Publisher,Inc.
- Snow,D.A and Leon Anderson,1993, *Down on Their Luck: A Study of
Homelessness Street People*, University of California Press.
- Tsutsumi, Keishirou,2002,“The Homeless Issue and Citizens: What was Shown
and What was Hidden in the Course of an Incident, the Case of Nagai Park
Problem,”大阪市立大学社会学研究会『市大社会学』5号 29-36 頁
- Young,Jock,1999,*The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in
Late Modernity*, Sage Publications, London.